

佐賀県告示第 217 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、佐賀県母子父子寡婦福祉資金貸付金の元利償還金のうち知事が指定するものに係る収納の事務を次の者に委託した。

なお、母子寡婦福祉資金償還金の収納事務の委託（平成 21 年佐賀県告示第 342 号）は、廃止する。

平成 27 年 4 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

受託者の名称	受託者の所在地	代表者の氏名
ニッテレ債権回収株式会社	東京都港区芝浦三丁目 16 番 20 号	代表取締役 永易俊彦